

検定職種ごとに次のとおり行う。

検定職種	実施期日
(三級) 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、建築板金、工場板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、内装仕上げ施工、舞台機構調整、フラワー装飾	平成一八年七月三〇日(日)
(二級及び二級) 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析、塗装	平成一八年八月二〇日(日)
金属熱処理 (単一等級) 産業洗浄	
(二級及び二級) 園芸装飾、粉末冶金、機械加工、鉄工、めっき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、木型製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成一八年八月二七日(日)
(二級及び二級) 写真	平成一八年八月三〇日(水)
(一級及び二級) 鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾 (単一等級) 路面標示施工	平成一八年九月三日(日)

(二) 実施場所

広島県職業能力開発協会から別に通知する。

四 手数料

1 実技試験の手数料は、検定職種ごとに表一のとおりとする。ただし、高等学校・専門学校等の在校生が、三級技能検定を受検する場合は、表二のとおりとする。

表一

検定職種	手数料
園芸装飾	一五、七〇〇円
造園	一五、七〇〇円
鋳造	一五、七〇〇円
金属熱処理	一五、七〇〇円
粉末冶金	一五、七〇〇円
機械加工	一五、七〇〇円
電気加工	一五、七〇〇円
建築板金	一五、七〇〇円
工場板金	一五、七〇〇円
めっき	一五、七〇〇円
ダイカスト	一五、七〇〇円
電子機器組立て	一五、七〇〇円
建設機械整備	一五、七〇〇円
木型製作	一五、七〇〇円
印刷	一五、七〇〇円
プラスチック成形	一五、七〇〇円
強化プラスチック成形	一五、七〇〇円
石材施工	一五、七〇〇円
ブロック建築	一五、七〇〇円
タイル張り	一五、七〇〇円
熱絶縁施工	一五、七〇〇円
表装	一五、七〇〇円
フラワー装飾	一五、七〇〇円
路面標示施工	一五、七〇〇円

検 定 職 種		手 数 料
左 官		一五、七〇〇円
築 炉		一五、七〇〇円
ブ 口 ッ ク 建 築		一五、七〇〇円
タ イ ル 張 り		一五、七〇〇円
豊 製 作		一五、七〇〇円
防 水 施 工		一五、七〇〇円
内 装 仕 上 げ 施 工		一五、七〇〇円
熱 絶 縁 施 工		一五、七〇〇円
サ ツ シ 施 工		一五、七〇〇円
化 学 分 析		一五、七〇〇円
表 装 装		一五、七〇〇円
塗 装 装		一五、七〇〇円
路 面 標 示 施 工		一五、七〇〇円
広 告 美 術 仕 上 げ		一五、七〇〇円
舞 台 機 構 調 整		一五、七〇〇円
写 真 整		一五、七〇〇円
産 業 洗 浄		一五、七〇〇円
フ ラ ワ ー 装 飾		一五、七〇〇円
園 芸 装 飾		一〇、五〇〇円
造 園		一〇、五〇〇円
鑄 造		一〇、五〇〇円
金 属 熱 処 理		一〇、五〇〇円
機 械 加 工		一〇、五〇〇円
建 築 板 金 工		一〇、五〇〇円
工 場 板 金		一〇、五〇〇円
仕 上 げ		一〇、五〇〇円

表二

機 械 保 全	一〇、五〇〇円
電 子 機 器 組 立 て	一〇、五〇〇円
内 装 仕 上 げ 施 工	一〇、五〇〇円
舞 台 機 構 調 整	一〇、五〇〇円
フ ラ ワ ー 装 飾	一〇、五〇〇円

- 2 学科試験の手数料
三千百円
 - 5 受検申請の手続
1 提出書類
(一) 技能検定受検申請書(以下「申請書」といふ。)
(二) 受検手数料振込金領収書(写)
(三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面(写)
 - 2 提出先
広島県職業能力開発協会
〒七三〇・〇〇五二 広島市中区千田町三丁目七・四七 広島県情報プラザ五階
電話〇八二・二四五・四〇二〇
申請書を郵送等により提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役割のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
 - 3 受付期間
平成十八年四月四日(火)から平成十八年四月十四日(金)まで
 - 4 免除資格を有する者の受検申請
実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、前記一に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。
 - 5 申請書用紙及び受検案内の交付
申請書用紙及び受検案内は、広島県職業能力開発協会に交付する。
なお、郵送等により請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用として一部につき百四十円分の切手を同封すること。
- 六 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額(前記四に定めた額)と学科試験の手数料の額(三千百円)の合計額を広島県職業能力開発協会から送付する「受検手数料納入通知書」により納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は必要としない。

また、申請書を受け付けた後は、申請書を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

七 合格者の発表など

1 技能検定合格者の発表

合格者の受検番号は、平成十八年八月二十八日(月)(金属熱処理を除く三級職種に限る。)付け及び平成十八年十月三日(火)付けの広島県報で公示する。

2 合格通知

合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、広島県職業能力開発協会が平成十八年八月二十八日(月)(金属熱処理を除く三級職種に限る。)及び平成十八年十月三日(火)に書面で通知する。

3 技能検定合格証書等の交付

一級又は等級に区分しないで行う技能検定の合格者には厚生労働大臣名、二級及び三級の技能検定の合格者には広島県知事名の合格証書を交付する。

また、このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者には合格した等級の技能士章が交付される。

八 その他

技能検定についての問い合わせは、広島県商工労働部雇用労働総室職業能力開発室(〒七三〇・八五一 広島市中区基町一〇・五二 電話〇八二・五二三・三四三三)「ダイヤルイン」又は広島県職業能力開発協会にすること。

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定によって、平成十八年度随時実施技能検定について次のとおり公告する。

平成十八年三月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 実施する検定職種

技能検定を実施する職種は、次のとおりである。

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、

婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

二 検定の等級

前記一の検定職種について、随時三級、基礎一級及び基礎二級で実施する。

注 随時三級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。

三 試験の方法

実技試験及び学科試験によって行う。

四 試験の実施期日及び実施場所など

1 実技試験

(一) 実施期日 平成十八年四月一日(土)から平成十九年三月三十一日(土)までの間において、広島県職業能力開発協会が別に指定する日に行う。

(二) 実施場所 広島県職業能力開発協会から別に通知する。

(三) 問題の公表 実技試験問題は、あらかじめ広島県職業能力開発協会から受検者宛に送付する。

(四) 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ広島県職業能力開発協会から受検者宛に送付する。

2 学科試験

(一) 実施期日

平成十八年四月一日(土)から平成十九年三月三十一日(土)までの間において、広島県職業能力開発協会が別に指定する日に行う。

(二) 実施場所

広島県職業能力開発協会から別に通知する。

五 手数料

1 実技試験の手数料は、検定職種ごとに手数料一のとおりとする。ただし、高等学校・専門学校等の生徒が随時の三級を受検する場合は、手数料二のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料	
	一	二
さく井	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
鋳造	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円

鍛	機	金	鉄	建	工	め	アル	仕	機	機	電	電	機	冷	染	二	婦	紳	寝	帆	布	家	建	印	製	プ
造	械	属	築	場	場	つ	ミニ	上	械	器	器	械	械	凍	ツ	人	士	具	具	布	は	具	具	刷	ス	ラ
工	加	プ	板	板	板	陽	ウ	保	保	組	組	組	調	ト	子	服	服	製	製	製	く	製	製	成	チ	
造	工	レ	金	金	金	極	ム	全	全	立	立	立	和	製	製	製	製	製	製	縫	製	製	本	ッ	ク	
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一三	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	〇〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	八	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	七〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- 六 受検申請の手続
 三千百円
- 2 学科試験の手数料
- 1 提出書類
 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
- 2 提出先
 広島県職業能力開発協会
 〒七三〇・〇〇五二 広島市中区千田町三丁目七・四七 広島県情報プラザ五階
 電話〇八二・二四五・四〇二〇

強化	石	ハム	水産	建	か	と	左	タ	配	型	鉄	コ	防	内	熱	サ	ウ	表	塗	工
プラ	材	ソー	練	築	わ	と	左	イ	管	枠	筋	ン	水	装	絶	ッ	ェ	装	装	業
スチ	施	ジー	り	大	ら	と	左	ル	張	施	施	ク	水	仕	縁	シ	ル	装	装	包
ック	工	・ベ	製	工	ぶ	と	左	張	管	施	施	リ	施	上	施	ン	ポ	装	装	装
ク成	形	ーコ	品	造	き	と	左	張	管	施	施	ト	送	施	施	ト	イ	装	装	装
形	形	ン製	製	造	造	び	官	り	り	工	工	施	施	施	工	施	ン	工	工	工
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

申請書を郵送等により提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と未書すること。

3 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで受け付ける。

4 申請書用紙及び受検案内の交付

申請書用紙及び受検案内は、広島県職業能力開発協会に交付する。

なお、郵送により請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と未書し、返信用として一部につき百四十円分の切手を同封すること。

七 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（前記五に定めた額）と学科試験の手数料の額（三千円）の合計額を広島県職業能力開発協会から送付する「受検手数料納入通知書」により納付すること。

また、申請書を受け付けた後は、申請書を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

八 合格者の発表など

1 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験及び学科試験の合格結果については、広島県職業能力開発協会が書面により通知する。

2 技能検定合格証書の交付

合格通知及び広島県知事宛の合格証書を交付する。

九 その他

本公示の随時三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定は、外国人を対象として「技能検定の範囲」又は「技能検定等の施設」に活用されるものとする。

なお、技能検定申請書の提出は、広島県広島労働局産業労働課（〒730-8511 広島市中区東區一〇-五十一 電話〇六一-五二二-三四三三「ダイヤルイン」）又は広島県職業能力開発協会（〒730-8511）に提出することとする。

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第16条の規定によって公告する。

平成18年3月1日

広島県東広島地域事務所長 大 坂 桂 介

県一般18第18号

1 調達内容

(1) 調達内容

たけはら合同ビル建物管理委託

(2) 調達内容の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(4) 履行場所

竹原市中央五丁目6番28号

たけはら合同ビル等

(5) 入札方法

上記(1)の件名で1年間の総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（5パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る事務の委任を受けた職員

広島県東広島地域事務所長

3 入札参加資格

(1) 平成15年広島県告示第1382号（平成16年度から平成18年度までにおける県有施設の清掃、設備保守管理、警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め）、平成16年広島県告示第61号（平成16年度から平成18年度までにおける県有施設の清掃、設備保守管理、警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等）、平成16年広島県告示第1338号（平成16年度から平成18年度までにおける県有施設の清掃、設備保守管理、警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等）（平成16年度から平成18年度までにおける県有施設の清掃、設備保守管理、警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等）（平成16年度から平成18年度までにおける県有施設の清掃、設備保守管理、警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等）によって資格を認定され、「建築物における清掃業務」、「建築物における空気環境の測定業務」、

格を提示した者を落札者と決定する最低価格落札方式とする。

(6) 手続における交渉の有無
無

(7) その他
詳細は入札説明書による。

8 問い合わせ先

竹原市中央五丁目6番28号

広島県東広島地域事務所建設局竹原支局建設総務課庶務係

電話 (0846) 22 - 7241 (内線314)